

第84回国民スポーツ大会  
第29回全国障害者スポーツ大会  
島根県準備委員会

第4回 広報・地域づくり専門委員会



**JAPAN  
GAMES**



書面開催資料

書面表決書締切：令和7年3月17日（月）



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会  
島根県準備委員会 広報・地域づくり専門委員会

(敬称略)

| No. | 分野         | 所属                | 役職                         | フリガナ氏名              | 備考   |
|-----|------------|-------------------|----------------------------|---------------------|------|
| 1   | 学識<br>経験者  | 国立大学法人島根大学        | 学術研究院教育学系 教授<br>(視覚伝達デザイン) | コタニ ミツル<br>小谷 充     | 委員長  |
| 2   |            | 公立大学法人島根県立大学      | 地域政策学部 講師(ブランディング論)        | ヒライ トシアキ<br>平井 俊旭   |      |
| 3   | メディア<br>広告 | 山陰広告協会            | 事務局長                       | タカハシ ケンイチ<br>高橋 賢一  |      |
| 4   |            | 日本放送協会松江放送局       | コンテンツセンター センター長            | コシノ マサシ<br>越野 政司    |      |
| 5   | スポーツ       | 公益財団法人島根県スポーツ協会   | 総務・企画課 課長                  | タナベ ノリカズ<br>田部 仁一   |      |
| 6   | 福祉         | 社会福祉法人島根県社会福祉協議会  | 総務企画部 部長代理                 | ヒノキダニ ハルヒコ<br>檜谷 春彦 |      |
| 7   | 産業<br>経済   | 島根県商工会議所連合会       | 総務企画部 財務担当部長               | フクムラ ヒトミ<br>福村 仁美   |      |
| 8   |            | 島根県商工会連合会         | 事務局次長                      | カドワキ リエコ<br>門脇 里依子  |      |
| 9   | 観光         | 公益社団法人島根県観光連盟     | 専務理事                       | マツモト シュウキチ<br>松本 修吉 |      |
| 10  | 社会団体       | 公益財団法人島根県老人クラブ連合会 | 副会長・若手委員長                  | タケベ マサト<br>竹邊 正人    |      |
| 11  |            | 島根県連合婦人会          | 副会長                        | トリイ キョウエ<br>鳥居 清枝   |      |
| 12  |            | 公益社団法人日本青年会議所     | 中国地区島根ブロック協議会 会長           | キノシタ アツシ<br>木下 淳    |      |
| 13  |            | 島根県公民館連絡協議会       | 会長                         | ナガノ マサオ<br>長野 正夫    |      |
| 14  | 市町村        | 島根県市長会            | 事務局次長                      | ツチエ ミツル<br>土江 充     |      |
| 15  |            | 島根県町村会            | 事務局次長                      | シマダ シンジ<br>嶋田 慎司    |      |
| 16  | 島根県        | 環境生活部             | スポーツ振興監                    | ワタナベ コウジ<br>渡部 浩二   | 副委員長 |
| 17  |            | 政策企画局広聴広報課        | 課長                         | オカモト ヒロミ<br>岡本 浩美   |      |
| 18  |            | 地域振興部しまね暮らし推進課    | 課長                         | エズミ マナブ<br>江角 学     |      |
| 19  |            | 環境生活部スポーツ振興課      | 課長                         | アオキ サトル<br>青木 悟     |      |
| 20  |            | 教育庁保健体育課          | 課長                         | オオタ シュンスケ<br>太田 俊介  |      |

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会  
第4回広報・地域づくり専門委員会 書面開催項目

期日：令和7年3月17日(月)

1 議 事

- (1) 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会  
広報・地域づくり専門委員会 大会イメージソング選定部会設置要綱(案) … P 1

# 議 事

第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会  
広報・地域づくり専門委員会 大会イメージソング選定部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会規程第 5 条の規定より、広報・地域づくり専門委員会（以下「専門委員会」という。）の部会設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称および付託事項)

第 2 条 部会の名称は、大会イメージソング選定部会とし、大会イメージソングの選定に関することを担当する。

(部会の役員)

第 3 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、専門委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 部会の委員（以下「委員」という。）の任期は、部会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に指名された者が、その属する機関又は団体において指名されたときの役職を離れたときは、当該委員の任期は、当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員が欠けたときは、当該委員の属していた機関又は団体において当該委員の後任となった者を委員に指名するものとする。また、当該委員が機関又は団体に属していない場合、当該委員は後任者を推薦するものとする。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部会は、審議結果を専門委員会に報告する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門委員会委員長の承認を得て別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 月 日から施行する

第 8 4 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 9 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会  
島 根 県 準 備 委 員 会 専 門 委 員 会 規 程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 4 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 9 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 島 根 県 準 備 委 員 会 会 則 第 13 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 第 8 4 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 9 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 島 根 県 準 備 委 員 会 専 門 委 員 会 (以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委 員 会 の 種 類 並 び に 常 任 委 員 会 か ら の 付 託 事 項 及 び 委 任 事 項 は、 別 表 の と お り と す る。

(役員)

第 3 条 委 員 会 に 次 の 役 員 を 置 く。

(1) 委 員 長 1 名

(2) 副 委 員 長 若 干 名

2 委 員 長 及 び 副 委 員 長 は、 第 8 4 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 2 9 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 島 根 県 準 備 委 員 会 会 長 (以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委 員 長 は、 委 員 会 を 代 表 し、 会 務 を 総 理 す る。

4 副 委 員 長 は、 委 員 長 を 補 佐 し、 委 員 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 欠 け た と き は、 あ ら か じ め 委 員 長 の 指 名 し た 副 委 員 長 が そ の 職 務 を 代 理 す る。

(会議)

第 4 条 委 員 会 は、 必 要 に 応 じ て 委 員 長 が 招 集 し、 委 員 長 が 議 長 と な る。

2 委 員 会 の 議 事 は、 出 席 委 員 の 過 半 数 で 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。

3 委 員 長 は、 必 要 が あ る と き は、 委 員 以 外 の 者 の 出 席 を 求 め、 そ の 意 見 又 は 説 明 を 聴 く こ と が で き る。

(部会)

第 5 条 委 員 会 は、 運 営 上 必 要 が あ る と き は、 部 会 を 設 け る こ と が で き る。

2 部 会 の 委 員 は、 会 長 が 委 嘱 す る。

3 部 会 に 関 す る 事 項 は、 委 員 長 が 定 め る。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 3 日から施行する。

別表（第2条関係）

| 委員会名              | 付託事項  | 委任事項  |
|-------------------|---|---|
| 総務企画<br>専門委員会     | 1 総合的な計画の立案に関する<br>こと<br>2 会場地選定に関する<br>こと<br>3 県及び会場地市町村の業務分<br>担・経費負担に関する<br>こと<br>4 競技施設及び関連施設の基本的<br>事項に関する<br>こと<br>5 開・閉会式会場及び関連施設の<br>基本的事項に関する<br>こと<br>6 情報通信施設の基本的事項に関<br>する<br>こと<br>7 他の専門委員会に属さない重要<br>な事項に関する<br>こと | 1 総合的な計画の推進に関する<br>こと<br>2 文化プログラムに関する<br>こと<br>3 競技施設及び関連施設の調<br>査、調整等に関する<br>こと<br>4 開・閉会式会場及び関連施設<br>の調査、調整等に関する<br>こと<br>5 情報通信施設の調査、調整等<br>に関する<br>こと<br>6 募金・企業協賛に関する<br>こと<br>7 他の専門委員会に属さない事<br>項に関する<br>こと（重要な事項を<br>除く。）                      |
| 競技運営<br>専門委員会     | 1 競技運営等の基本的事項に関す<br>ること<br>2 実施予定競技の選択に関する<br>こと<br>3 その他競技運営に係る重要な事<br>項に関する<br>こと   | 1 競技運営に係る計画の推進に<br>関する<br>こと<br>2 競技役員等の養成及び編成に<br>関する<br>こと<br>3 デモンストレーションスポー<br>ツに関する<br>こと<br>4 競技用具の整備に関する<br>こと<br>5 リハーサル大会に関する<br>こと<br>6 競技記録に関する<br>こと<br>7 その他競技運営に関する<br>こと<br>（重要な事項を除く。）  |
| 広報・地域づくり<br>専門委員会 | 1 広報の基本的事項に関する<br>こと<br>2 機運醸成の基本的事項に関する<br>こと<br>3 地域づくりの基本的事項に関す<br>ること<br>4 その他広報、機運醸成及び地域<br>づくりに係る重要な事項に関する<br>こと  | 1 広報及び啓発の実施に関する<br>こと<br>2 機運醸成の推進に関する<br>こと<br>3 愛称・スローガン、マスコッ<br>ト等に関する<br>こと<br>4 県民運動の推進など地域づく<br>りに関する<br>こと<br>5 ボランティアの募集・養成に<br>関する<br>こと<br>6 報道機関との調整に関する<br>こと<br>7 記録映像及び記録写真に関す<br>ること<br>8 その他広報、機運醸成及び地<br>域づくりに関する<br>こと（重要な<br>事項を除く。） |

| 委員会名                 | 付託事項   | 委任事項  |
|----------------------|--|---|
| 全国障害者スポーツ大会<br>専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること</li> <li>2 その他全スポの運営に係る重要な事項に関すること</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全スポの競技運営に係る計画の推進に関すること</li> <li>2 その他全スポの運営に関すること（他の専門委員会の委任事項を除く。）</li> </ol>   |
| 宿泊・衛生<br>専門委員会       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の基本的事項に関すること</li> <li>2 医事・衛生の基本的な事項に関すること</li> <li>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊業務に関すること</li> <li>2 食事等の提供に関すること</li> <li>3 医療救護及び防疫に関すること</li> <li>4 食品衛生及び環境衛生に関すること</li> <li>5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること（重要な事項を除く。）</li> </ol> |
| 輸送・交通<br>専門委員会       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること</li> <li>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること</li> </ol>                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国輸送に関すること</li> <li>2 開・閉会式の輸送に関すること</li> <li>3 競技会場地の輸送に関すること</li> <li>4 その他輸送及び交通に関すること（重要な事項を除く。）</li> </ol>                              |
| 式典<br>専門委員会          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 式典の基本事項に関すること</li> <li>2 その他式典に係る重要な事項に関すること</li> </ol>                                       | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること</li> <li>2 式典音楽に関すること</li> <li>3 式典演技に関すること</li> <li>4 大会旗及び炬火リレーに関すること</li> <li>5 その他式典に関すること（重要な事項を除く。）</li> </ol>      |

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会  
島根県準備委員会事務局

(島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室内)

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-6096      FAX:0852-22-6833

E-mail: kokumin-sports@pref.shimane.lg.jp